

**うるま市道路・公園包括維持管理業務
委託契約書（案）**

うるま市

(契約書添付)

うるま市道路・公園包括維持管理業務（第1期）契約約款

（総則）

第1条 発注者は、うるま市道路・公園包括維持管理業務（第1期）（以下「本業務」という。）について、次に掲げる業務について受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 全体管理業務
 - (2) 巡回業務
 - (3) 災害対応業務
 - (4) 道路維持管理業務
 - (5) 公園維持管理業務
 - (6) 植栽管理業務
 - (7) 道路維持修繕業務
 - (8) 公園維持修繕業務
- 2 (A) [総価契約] 本業務のうち、全体管理業務、巡回業務、災害対応業務、道路維持管理業務、公園維持管理業務及び植栽管理業務（以下「業務A」と総称する。）の委託料は○○円（税抜）とする。
(B) [小額修繕契約] 本業務のうち、道路維持修繕業務及び公園維持修繕業務（以下「業務B」と総称する。）の委託料は○○円（税抜）とする。なお、個別の修繕等の金額は設計図書に従い、発注者が承認した金額とする。
 - 3 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（本業務について発注者が公表した業務説明資料〔要求水準書〕（別紙を含むが、業務積算参考資料を除く。）及び企画提案の総称をいう。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
 - 4 この契約の対象施設の所有権、管理権は発注者に帰属する。
 - 5 受注者は、契約書記載の本業務を契約書記載の履行期間内に完了し、成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 6 発注者は、本業務に関する指示を受注者又は受注者の統括業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の統括業務責任者は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
 - 7 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、本業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 8 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 10 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 11 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 12 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 13 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 14 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 15 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 16 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 17 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 18 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 19 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者は共同企業体協定書の写しを発注者に提出するものとする。当該共同企業体協定書の内容は企画提案に従つたものでなければならず、受注者は、共同企業体協定書の内容を変更する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

(成果物)

第2条 受注者が発注者に引渡す本業務の成果物は設計図書に定める。

(準備期間)

第3条 本契約期間のうち、令和7年7月31日までは準備期間とする。受注者は、準備期間中に、設計図書の定めるところに従い提出書類の提出及び業務実施体制の整備等の準備を行い、発注者から引き継ぎを受けるものとする。

(関連工事の調整)

第4条 発注者は、受注者の実施する本業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調

整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第5条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な地元関係者との交渉等を行わなければならない。

- 2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、地元関係者との交渉等の不調を理由に本業務を変更することはできない。
- 3 受注者は、地元関係者との交渉等の結果、本業務の実施に必要となった費用を負担しなければならない。但し、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。

(業務計画書等)

第6条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて、業務計画書、巡回業務及び植栽管理業務に係る年間業務計画書及びセルフモニタリング実施計画書（以下「業務計画書等」と総称する。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書等を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により関係する業務 B の実施期限又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書等の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(契約の保証)

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、発注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の総額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第68条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の総額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（契約保証金等の免除）

第8条 うるま市契約規則第6条第2項の規定に該当するときは、契約保証金等を免除する。

（権利義務の譲渡等）

- 第9条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物並びに材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第20条第2項の規定による検査に合格したもの及び第49条第3項の規定による支払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（業務の一括委任又は一括下請負の禁止）

第10条 受注者は、本業務を構成する各業務について、その全部若しくはその主たる部分

を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第 11 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第 12 条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第 13 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、実施方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、実施方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第 14 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は統括業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく立会い、業務の実施状況の確認又は材料の試験

- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(発注者が委託した者による権限の代行)

- 第 15 条 発注者は発注者の権限（監督員に委任したものと含む）の一部を必要な技術力を有すると認める機関に委託することができる。その場合、発注者は委託する権限の内容を受注者に通知しなければならない。

(統括業務責任者)

- 第 16 条 受注者は、統括業務責任者を置き、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 統括業務責任者は、この契約の履行に関し、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第 19 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括業務責任者に委任せざり自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務毎の業務実施責任者)

- 第 17 条 受注者は、統括業務責任者のほか巡回業務実施責任者、維持管理業務実施責任者、植栽管理業務実施責任者を定め、氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。
- 2 前項の各業務実施責任者の資格、責務等は設計図書に定める。

(履行報告)

- 第 18 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報

告しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第 19 条 発注者は、統括業務責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で業務の実施又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務用材料の品質及び検査等)

第 20 条 業務用材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された業務用材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、現場内に搬入した業務用材料を監督員の承諾を受けないで現場外に搬出しつはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された業務用材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び業務記録の整備等)

第 21 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された業務用材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上実施するものと指定された業務については、当該立会いを受けて実施しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定した業務用材料の調合又は業務の実施をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、業務用材料を調合して使用し、又は業務を実施することができる。この場合において、受注者は、当該業務用材料の調合又は当該業務の実施を適切に行なったことを証する見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第22条 発注者が受注者に支給する業務用材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若し

くは性能を変更し、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは関係する業務Bの実施期限若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、本業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(発注者の施設の使用)

第23条 受注者は、本業務を処理するため、発注者の施設の一部を控室及び器具置場として使用する場合は、発注者の指示に従う。この場合において履行期間が満了したとき又は本業務の完了前に契約が解除されたときは、直ちに原状に復して発注者に引き渡すものとする。

(作業用地の確保等)

第24条 発注者は、作業用地その他設計図書において定められた本業務の実施上必要な用地（以下「作業用地等」という。）を受注者が本業務の実施上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された作業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本業務の完了、設計図書の変更等によって作業用地等が不用となった場合において、当該作業用地等に受注者が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該作業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わつ

て当該物件を処分し、作業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第25条 受注者は、本業務の実施部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、必要な費用を負担しなければならない。また、発注者は、必要があると認められるときは、関係する業務Bの実施期限若しくは業務委託料を変更しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第20条第2項又は第21条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本業務の実施部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、本業務の実施部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本業務の実施部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第26条 受注者は、本業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務実施場所の形状、地質、湧水等の状態、本業務実施上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施場所が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない業務実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で本業務内容の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で本業務内容の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、関係する業務 B の実施期限若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 27 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、関係する業務 B の実施期限若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 28 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより施設等に損害を生じ若しくは現場の状態が変動したため、受注者が本業務を実施できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により本業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、関係する業務 B の実施期限若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者

に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い実施期限の禁止)

第 29 条 発注者は、関係する業務 B の実施期限の延長又は短縮を行うときは、本業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による実施期限の延長)

第 30 条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行関係する業務 B の実施期限内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に当該業務 B の実施期限の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該業務 B の実施期限を延長しなければならない。発注者は、当該業務 B の実施期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による実施期限の短縮等)

第 31 条 発注者は、特別の理由により関係する業務 B の実施期限を短縮する必要があるときは、当該業務 B の実施期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(実施期限の変更方法)

第 32 条 関係する業務 B の実施期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が当該業務 B の実施期限の変更事由が生じた日（第 30 条の場合にあっては発注者が当該業務 B の実施期限変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が当該業務 B の実施期限変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 33 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協

議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第 34 条 発注者又は受注者は、履行期間内で契約締結の日から 12 か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の既履行部分に相応する業務委託料の額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務委託料の額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前業務委託料の千分の十五を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受

注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第35条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第36条 本業務の完了前に、成果物又は材料について生じた損害その他本業務の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第38条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第37条 本業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第38条 本業務の完了前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、成果物、仮設物又は現場に搬入済みの材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（成果物、仮設物又は現場に搬入済みの材料若しくは建設機械器具であつて第20条第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第49条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち当該損害の発生した年度の業務委託料の百分の一を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 成果物に関する損害
損害を受けた成果物に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 材料に関する損害
損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 ある年度において数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の百分の一を超える額」とあるのは「業務委託料の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とし

て同項を適用する。

(不可抗力に起因する業務)

第39条 本業務の実施について、事故、災害等の不可抗力に起因して新たな業務の実施が必要となった場合は、発注者と受注者が協議のうえ実施する。この業務の実施に要した費用は発注者が負担する。また、必要な場合、関係する業務Bの実施期限を延長するものとする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第40条 発注者は、第13条、第22条、第25条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第36条まで、前条又は第45条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

第41条 受注者は、本業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、本業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、成果物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、本業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(成果物の引渡し)

第42条 発注者は、第41条第2項の検査によって本業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料

の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

(業務の引継)

第 43 条 受注者は、この契約が終了する場合において、発注者又は発注者の指示する者に、この契約の終了に係る本業務に関して設計図書に従って引継書を作成し発注者の確認を得なければならない。

2 受注者は、前項に従い本業務を引き継ぐにあたっては、対象施設が設計図書に基づく水準を達成した状態で引き継ぐものとする。

(業務委託料の完了払)

第 44 条 受注者は、第 41 条第 2 項(同条第 4 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料(前払金の他、支払い済みの業務委託料がある場合はそれらを除いた残額)の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第 41 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 45 条 発注者は、第 42 条の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払)

第 46 条 受注者は、初年度のみ公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、初年度の業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、初年度の業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の初年度の業務委託料の10分の3を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 5 受注者は、初年度の業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の初年度の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第47条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（前払金の使用等）

- 第48条 受注者は、前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(履行期間中の業務委託料の請求)

- 第 49 条 受注者は、履行期間中、既履行部分に相応する業務委託料相当額について、次項から第 7 項までに定めるところにより支払を請求することができる。ただし、業務 A に係る請求は、各年度の 6 月末日までを第一期、9 月末日までを第二期、12 月末日までを第三期、翌年 3 月末日までを第四期とし、当該各期の既履行部分についてのみ行うことができ、業務 B に係る請求は、月毎に、当該月に業務を完了した既履行部分についてのみ行うことができる。
- 2 受注者は、前項に基づく請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができる
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、第 1 項に基づく請求をすることができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に当該請求額を支払わなければならない。
 - 6 第 1 項に基づく支払額は、各業務について以下のとおりとする。
業務 A：別表 1 に定める通り。
業務 B：対象となった月において実施された業務の承認された見積額相当額（当該年度中の累計額で、別表 1 に定める通りの年間上限額以内とする。）

(前払金がある場合の支払額)

- 第 50 条 初年度において前払金が支払われている場合に第 49 条による支払額は次式による。
- 支払額 \leq 第 49 条第 1 項に基づく請求相当額 \times (10/10 - 前払金額/初年度の業務委託料)

(履行期間中の指定部分に係る業務委託料)

- 第 51 条 業務 A の各四半期の成果物及び業務 B の成果物について、発注者が設計図書において履行期間中に引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の各業務が完了したときについては、第 42 条中「本業務」とあるのは「指定部分に係る各業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と読み替えて同条を準用する。
- 2 前項の場合において、第 42 条第 2 項及び第 44 条中「業務委託料」とあるのは、業務

Aについては、「各四半期の各業務に係る業務委託料」と、業務Bについては「月毎の完了した業務に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前項の規定により準用される第44条第1項の規定により請求することができる業務委託料の額は、第49条第6項に定めるとおりとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第52条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度 ○○円（税抜）

令和8年度 ○○円（税抜）

令和9年度 ○○円（税抜）

令和10年度 ○○円（税抜）

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりとする。

令和7年度 ○○円（税抜）

令和8年度 ○○円（税抜）

令和9年度 ○○円（税抜）

令和10年度 ○○円（税抜）

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(第三者による代理受領)

第53条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条（第51条において準用する場合を含む。）又は第49条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第54条 受注者は、発注者が第46条、第49条又は第51条において準用される第44条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、業務の実施の一時中止に

伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 55 条 発注者は、実施した本業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 当該業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 56 条 発注者は、本業務が完了するまでの間は、次条又は第 58 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 57 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第 9 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、各業務に着手すべき期日を過ぎても当該業務に着手しないとき。

- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第 16 条第 1 項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第 55 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 58 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 各業務のいずれかを完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 各業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 61 条又は第 62 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。) が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約（設計の委託契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約（設計の委託契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 59 条 第 57 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 60 条 第 7 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 57 条各号又は第 58 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、業務を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 業務委託料債権（前払金、及び履行期間中に業務委託料として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 業務完了債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が実施した履行部分の契約不適合に係るもの を除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 37 条の規定により受注者が実施した業務に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第61条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第62条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第27条の規定により設計図書を変更したため業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第28条の規定による本業務の全部又は一部の実施の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第63条 第61条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第64条 発注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、業務Bについて必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、履行部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、業務実施場所に受注者が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去しなければならない。その場合において、受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注

者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去しないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分に要した費用を負担しなければならない。
- 5 本業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(解除に伴う既履行部分の引渡し)

第 65 条 発注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分の検査に合格した成果物の引渡しを受けるものとする。

(解除に伴う前払金の返還)

第 66 条 第 64 条第 1 項の場合（初年度に限る）において、第 46 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 49 条の規定による支払をしているときは、その支払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の既履行部分に相応する業務委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第 57 条、第 58 条又は第 68 条第 3 項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 56 条、第 61 条又は第 62 条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

(解除に伴う支給材料、貸与品の扱い)

第 67 条 受注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 64 条第 1 項の既履行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は既履行部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 第 1 項前段及び第 2 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 57 条、第 58 条又は第 68 条第 3 項の規定によるときは発注者

が定め、第 56 条、第 61 条又は第 62 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 68 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に本業務を完了することができないとき。
 - (2) 成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 57 条又は第 58 条の規定により、本業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、各会計年度の業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 57 条又は第 58 条の規定により本業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 本業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 58 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 7 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供

が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第 69 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 61 条又は第 62 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 44 条第 2 項（第 51 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 70 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 42 条（第 51 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第71条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを作成して直ちに発注者に提示しなければならない。

(あっせん又は調停)

第72条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものと除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、統括業務責任者の職務の執行に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第19条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 3 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。
- 4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者的一方又は双方が第1

項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込がないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(仲裁)

第 73 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(賠償金等の徴収)

第 74 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(電磁的方法)

第 75 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 76 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表 1（第 49 条関係） 業務委託料の支払額（税込）

	令和 7 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
業務 A		○○円	○○円	○○円
業務 B		年間上限額○○円		

	令和 8 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
業務 A	○○円	○○円	○○円	○○円
業務 B	年間上限額○○円			

	令和 9 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
業務 A	○○円	○○円	○○円	○○円
業務 B	年間上限額○○円			

	令和 10 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
業務 A	○○円	○○円	○○円	○○円
業務 B	年間上限額○○円			